

介護予防活動団体支援事業のご案内

(平成 30 年 4 月から実施)

「ふれあいサロン」や「いきいき百歳体操教室」などの
高齢者が自ら介護予防に取り組む団体を支援します。

65 歳以上の高齢者 5 人以上で活動されている団体が対象となります

(65 歳以下の方も参加できます)

対象となる活動は、体操を取り入れた活動を週 1 回以上行っていること。

または、よってみんさい屋等の通いの場を週 1 回 3 時間以上行っていること。

また、次の助け合い・支え合い活動を、団体の実情に応じて行ってください。

1 同じ区の 65 歳以上の方なら、誰でも参加ができること。

※ただし、常時介護が必要な方は、介護者が付き添えること

2 送迎が必要な方への、支援を行っていただけること。

※デイサービスのようにすべての方に送迎を行うという意味ではありません。

3 欠席された方への訪問等の状況確認を行う。

※特に一人暮らしの方が、事前に連絡がなく欠席された時は行ってください。

4 年 1 回は、専門職（保健師等）への相談を行う。

住民主体で行っている介護予防活動に取り組む団体に対して、
会場使用料や、電気代、おもりの購入費等の経費を補助します。

補助金の額は、年額 50,000 円を上限として、以下の経費が対象となります。

経費区分	内 容
印刷消耗品費	事務用品等の消耗品費、教材費、運動用具、 資料印刷代等 ※ <u>購入価格が2万円未満のもの</u>
使用料及び賃借料	会場使用料等

送迎費や講師への謝礼も対象となります。(領収書の添付もお願いします)

なお、飲食費等は対象になりません。

原則、購入した教材や運動用具等は、団体の所有となります。

※ 補助金の手続き（2 回の手続きが必要となります。）

- ・購入前に、まずは早めに申請を行ってください。
- ・事業終了後、3 月に実績報告となります。

お申込み・お問合せ

大崎上島町役場 木江支所

健康福祉課 保険係

TEL 0 8 4 6 - 6 2 - 0 3 0 1